

南部広域市町村圏事務組合広域化事務等調査委員会設置要綱

平成5年2月15日要綱第1号

最終改正 平成25年4月1日要綱第1号

(目的)

第1条 南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）における共同処理する事務について、調査研究するため、南部広域市町村圏事務組合広域化事務等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 理事会は、委員会の委員に関係市町村（組合を組織する市町村をいう。（以下同じ。））副市町村長を委嘱するものとする。ただし、副市町村長を置かない関係市町村においては、あらかじめ当該市町村長が指定する職員がその職務を代理する。

(調査対象事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務について調査研究する。

- (1) 関係市町村の事務のうち組合において処理可能な事務
- (2) 関係市町村が加入する一部事務組合の事務のうち組合において処理可能な事務

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その委員の所属する市町村の職員をして代理させることができる。

(部会)

第6条 委員会の下に、委員会の指示する特定の事項について、調査研究させるた

め、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会において準用する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月19日要綱第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日要綱第1号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月12日要綱第1号）

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附 則（平成25年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。